

留保財産の利活用に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和3年3月15日

財務省 福岡財務支局小倉出張所 統括国有財産管理官

1. 調査の背景・目的

財務省福岡財務支局では、北九州市内に所在する一定面積を超える未利用国有財産について、留保財産（※）として所有権を留保したうえで定期借地権を利用した貸付けにより有効活用を図ることとしました。

本調査は、留保財産の利用方針案を策定するに当たり、民間事業者の皆さまと個別に対話を行うことで、不動産市場動向や、各留保財産の資産価値向上を望める施設・機能、一定の制約がある中で各留保財産を有効活用する方策を把握する等して、民間の知見を最大限活かすことを目的としています。

※ 留保財産とは、有用性が高く希少な国有地を売却せずに国が地域のニーズに対応した用途で、定期借地権による貸付を行うことで、有効活用・最適利用を図ることとした財産です。

2. 調査対象財産の概要等

別紙「①調査対象財産の概要及び前提条件」のとおり

3. スケジュール

実施要領の公表	令和3年3月15日
参加申込受付期間	令和3年3月15日～令和3年4月16日
調査票提出期限	令和3年4月28日
実施期間	令和3年5月12日～令和3年5月18日
結果の公表	令和3年6月予定

4. 調査内容

(1) 参加対象

対象地の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループ
ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条若しくは第71条の規定に該当する者又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 国及び地方公共団体から指名停止等を受けている者（支出負担行為担当官が特に認めるものを含む。）。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- ⑤ 法人税等の税を滞納している者

(2) 調査項目

1 不動産市場の動向について

北九州市内における不動産市場の動向全般について

2 対象地のポテンシャルについて

- (1) 想定される建築物の用途及びその構成、機能、施設配置、全面積活用の可否等
- (2) 用途(構成)等により期待される効果(資産価値向上、まちづくりへの寄与等)

3 事業方式等について(別紙「②調査対象財産の事業方式等」参照)

- (1) 想定される借地料及びその支払方法について
- (2) 望ましい定借期間
- (3) 借地期間における想定される費用(建設、運営中、解体)
- (4) 借地期間における標準的なスケジュール
- (5) 必要とされる行政上の手続きや補助金を活用した事業の可否
- (6) その他、事業実施に当たり、行政に期待する事項

4 業務実績について

本件と類似した事業実績(業務の概要・業務範囲等)について

5 本事業への関心について

各対象財産への関心について

5. 手続きの流れ

(1) 参加申込

本調査への参加を希望される場合は、別添1のエントリーシートに必要事項を記入し、提出先にメール若しくはFAXにてご提出ください。メールでの提出を希望される場合は、まずは電話でご照会下さい。

- ① 受付期間：令和3年3月15日～令和3年4月16日
- ② 提出先：「8. 提出・問い合わせ先」のとおり

(2) 対話の実施日時及び場所の連絡

参加申込のあった法人又は法人のグループ担当者あてに、実施日時及び場所を連絡します。

(3) 調査票の提出

別添2の調査票を令和3年4月28日までにメールによりご提出ください。

提出先：「8. 提出・問い合わせ先」のとおり

(4) 対話の実施

- ① 実施期間：令和3年5月12日～5月18日
- ② 所要時間：30分～1時間
- ③ 場 所：小倉合同庁舎 会議室(詳細は個別に連絡します)
- ④ そ の 他
 - ・ 対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
 - ・ 参加事業者は3名程度とします。
 - ・ 対話の実施は、原則調査票を基に行いますが、調査票記載事項に係る補足説明資料の提出は妨げません。なお、補足説明資料の著作権は各提案者に帰属しますが、資料の返却は行いません。

- ・ 実施時の新型コロナウイルス感染症の発生状況により、調査票を受け取った後、電話による確認等、面談によらない手段に代えさせていただく場合があります。

(5) 結果の公表

本調査の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、事前に参加事業者への内容確認を行います。

6. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

今後、対象財産の定期借地に当たり、事業者の公募等を行う場合には、本調査への参加実績は評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、参加事業者への負担とします。

(3) 追加調査

本調査後も、必要に応じて追加で照会させていただくことがあります。ご協力をお願いいたします。

7. 別紙・参考資料

- (1) 別添 1 エントリーシート
- (2) 別添 2 調査票
- (3) 別添 3 財産の位置、周辺状況に関する資料

8. 提出・問い合わせ先

エントリーシート、調査票の提出、お問い合わせは以下までお願いします。

〒803-0813

北九州市小倉北区城内 5 番 1 号 小倉合同庁舎 4 階

財務省 福岡財務支局 小倉出張所 統括国有財産管理官

担 当 処分担当

電 話 093-561-0481

F A X 093-561-0483

① 調査対象財産の概要及び前提条件

所在地	北九州市門司区清滝3丁目1番1	
土地数量【㎡】	2,435.40	
交通環境	北方約0.3kmにJR門司港駅	
都市計画マスタープラン (平成30年3月北九州市)(※1)	地域拠点	
都	区域区分	市街化区域
	用途地域	商業地域
市	建蔽率/容積率【%】	80/400
	高度地区	—
	防火地域等	防火地域
計	駐車場整備地区	—
	地区計画	—
画	景観計画	景観重点整備地区(門司港)
	屋外広告物地域区分	—
その他		

(※1) マスタープランにおける各ゾーンの将来像

- ・地域拠点とは、北九州市の中核として高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域。

② 調査対象財産の事業方式等

所在地	北九州市門司区清滝3丁目1番1	
想定される事業方式	定期借地権の種類(※2)	一般定期借地権 又は 事業用定期借地権
	貸付料	<ul style="list-style-type: none"> ・年賦、半年賦、四半期賦、月賦のいずれかを設定した前納 ・当初3年間は据え置き、3年ごとに改定
	契約保証金(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規契約時：当初貸付料1～3年次分(3年分)100分の10を納付 ・改定後：改定のたびに、改定後の貸付料(3年分)の100分の10を納付
	制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション分譲等、不特定又は多数の者に対して定期借地権を分割して譲渡・転貸を行うことは原則不可 ・貸付財産の転貸及び定期借地権の譲渡は原則不可 ・貸付財産上の、貸付相手方が建設した建物等は、利用計画等があらかじめ示されていない限りにおいては、賃貸に当たって国の承認を要する

(※2) 事業方式に係る補足説明

- ・「一般定期借地権」とは、借地借家法第22条に規定する存続年数を50年以上とする借地権です。
- ・「事業用定期借地権」とは、借地借家法第23条1項及び第2項に規定する存続年数を10年以上30年以内とする借地権です。
- ・一般定期借地権は、対象財産の全部又は一部を公共的な用途として活用する場合に設定可能であり、そうでない場合の事業方式は、事業用定期借地権に限られます。

(※3) 契約保証金に係る補足説明

- ・契約保証金とは、会計法第29条の9に規定する保証金であり、納付した者が契約の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものです。

《参照条文》

○ 予算決算及び会計令（抄）

昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

平成三年法律第七十七号

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

○ 借地借家法（抄）

（平成三年法律第九十号）

（定期借地権）

第二十二條 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合には、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。次条第一項において同じ。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によってしなければならない。

（事業用定期借地権等）

第二十三條 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。次項において同じ。）の所有を目的とし、かつ、存続期間を三十年以上五十年未満として借地権を設定する場合には、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上三十年未満として借地権を設定する場合には、第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、適用しない。

○ 会計法（抄）

（昭和二十二年法律第三十五号）

第二十九条の九 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。